

旧資金運用部資金  
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：河北中央病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	S34.3.10	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	津幡町	職員数 (H20.4.1現在)	81
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	15.2 (18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	910 (19年度)
累積欠損金 (百万円)	710 (19年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.48 (19年度)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	21.6 (19年度)
		経常収支比率 (%)	94.7 (18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	河北中央病院経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	津幡町長 村 隆一
既存計画との関係	津幡町集中改革プラン(H18～H21)
公表の方法等	河北中央病院広報誌、ホームページ、議会全員協議会（H21.3）で説明
基本方針	住民の医療需要に応え、地域医療を確立して行く上においての医療体制を充実し、病院スタッフの接遇応対向上を図るなど、より一層安全で安心できる良質な医療を提供することにより、収益の向上に努める。また、各医療機関等と相互に患者紹介を積極的に行うとともに、入院や検査の受け入れ等の病診連携を拡充し、安定した収益の確保を目指す。さらに、一層の経費削減に努め病院経営の健全化に向けて、経営改善に取り組む。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	751.3	71.0		822.3
	補償金免除額	160.5	22.1		182.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	河北中央病院改築事業	751,278	70,994		822,272
合 計 (A)		751,278	70,994		822,272
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		751,278	70,994		822,272

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>当院は町内唯一の入院施設であるが、町の人口が増加しているにもかかわらず、患者数は減少傾向にある。19年度の患者数と黒字を計上した17年度とを比較すると、年延外来患者数で5,400人、年延入院患者数で1,831人が減少している。</p> <p>また、18年度の医業収支比率は88.7%と黒字の全国類似病院の平均87.7%を上回っているものの、繰入金が毎年削減されるなど総収支比率では92.0%と全国平均102.7%に遠く及ばず、慢性的な赤字体質に陥り、累積欠損金は平成19年度末で7億円余りを計上し、さらに増加しつつある。</p>	
経営課題	課 題	医業収益の確保
	<p>医業収益の伸び悩みについては、入院患者数を始めとする来院患者数の減少が最も大きな要因であることから、他の医療機関との連携等により患者の確保に努める。</p>	
	課 題	患者サービスの向上
	<p>患者アンケートの結果を分析し、問題点の明確化と早期改善に努め、待ち時間の短縮、入院環境の改善を進め、患者の視点に立った快適性の向上を図る必要がある。</p>	
	課 題	定員管理の適正合理化
	<p>医業収益に占める人件費の割合は約60%、委託料に含まれる人件費分を考慮すると、その割合はさらに高くなる。直接的な人件費はもとより、人件費が含まれる委託料についてもその内容を精査し、圧縮に努め、適正化を図る必要がある。</p>	
	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化
<p>医療機器等の保守契約の見直しや業務委託の競争入札等の推進による委託費の改善、在庫管理等による診療材料購入費用の削減等、無駄をなくすための取組を徹底する。</p>		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)											
総収支比率(法適用)	(%)	94.8	96.9	100.1	92.0	92.1	92.0	97.4	101.1	102.8	103.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	95.6	97.0	100.6	91.9	92.1	92.0	97.4	101.1	102.8	103.2	
営業収支比率(法適用)	(%)	92.2	92.6	95.7	88.7	92.4	91.7	96.2	96.8	98.5	98.8	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	47.9	54.4	57.6	72.8	78.0	86.7	86.8	85.6	81.1	77.5	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.3	12.3	12.8	11.6	7.4	7.5	7.9	7.9	7.7	7.7
	うち基準内繰入金	(%)	11.3	12.3	12.5	11.6	7.4	7.5	7.9	7.9	7.7	7.7
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	94.3	100.0	100.0	90.0	100.0	29.1	3.8	100.0	93.8	93.8
	うち基準内繰入金	(%)	94.3	100.0	100.0	90.0	100.0	29.1	3.8	100.0	93.8	93.8
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・社会的に看護師が不足している状況であるが、入院基本料を下げることはないよう看護師の確保に努める。 ・医事部門に限らず、全職員が自らの業務内容と診療報酬算定の関係について学ぶ機会を作る。 ・未収金に対して職員による電話督促や訪問徴収の強化。
2 他会計繰入金の見込み	今後、さらに厳しい財政運営が予想されるので、一般会計と協議しながら調整する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	計画期間中の大規模投資の予定は無い。また、資産売却についても予定無し。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容																		
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="159 296 618 1086"> <tr> <td data-bbox="159 296 618 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="618 296 788 424"></td> <td data-bbox="788 296 2125 424"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 618 528">給与のあり方</td> <td data-bbox="618 424 788 528"></td> <td data-bbox="788 424 2125 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 618 671">               国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方             </td> <td data-bbox="618 528 788 671">課題</td> <td data-bbox="788 528 2125 671">               ・国に準じた改正を実施済みであり、昇給についても人事評価を一部取入れている。                ・地域手当については支給していない。                ・特殊勤務手当の見直し。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 618 807">               技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方             </td> <td data-bbox="618 671 788 807">課題</td> <td data-bbox="788 671 2125 807">               ・技能労務職の給与については、見直しに向けた取組方針を平成20年5月に公表済みである。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 807 618 943">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="618 807 788 943">課題</td> <td data-bbox="788 807 2125 943">               ・退職時特昇、予定特昇は実施していない。                ・退職手当については、石川縣市町村手当組合に加入しており、国に準じた支給である。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 943 618 1086">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="618 943 788 1086">課題</td> <td data-bbox="788 943 2125 1086">               ・加入している石川縣市町村職員共済組合に適正化に向けた意見等を提起する。             </td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況			給与のあり方			国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題	・国に準じた改正を実施済みであり、昇給についても人事評価を一部取入れている。 ・地域手当については支給していない。 ・特殊勤務手当の見直し。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題	・技能労務職の給与については、見直しに向けた取組方針を平成20年5月に公表済みである。	退職時特昇等退職手当のあり方	課題	・退職時特昇、予定特昇は実施していない。 ・退職手当については、石川縣市町村手当組合に加入しており、国に準じた支給である。	福利厚生事業のあり方	課題	・加入している石川縣市町村職員共済組合に適正化に向けた意見等を提起する。	課題	・人件費の削減については、診療報酬による収入の絡みもあり、単純に職員を削減することが困難なため、基本的に退職者の補充として臨時職員若しくは委託職員を採用することにより人件費の抑制を行う。
地方公務員の職員数の純減の状況																				
給与のあり方																				
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題	・国に準じた改正を実施済みであり、昇給についても人事評価を一部取入れている。 ・地域手当については支給していない。 ・特殊勤務手当の見直し。																		
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題	・技能労務職の給与については、見直しに向けた取組方針を平成20年5月に公表済みである。																		
退職時特昇等退職手当のあり方	課題	・退職時特昇、予定特昇は実施していない。 ・退職手当については、石川縣市町村手当組合に加入しており、国に準じた支給である。																		
福利厚生事業のあり方	課題	・加入している石川縣市町村職員共済組合に適正化に向けた意見等を提起する。																		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="159 1195 618 1469"> <tr> <td data-bbox="159 1195 618 1331">               維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組             </td> <td data-bbox="618 1195 788 1331">課題</td> <td data-bbox="788 1195 2125 1331">               ・薬品費等の材料費については、入院患者数の増減により一概に縮減は難しいが、徹底した在庫管理を行うことで経費の節減に努める。また燃料費等を含めた水道光熱費については、適切な管理を行い、経費の節減に努める。業務の委託料については、入札制度を活用し、縮減効果を図る。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1331 618 1469">               指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用             </td> <td data-bbox="618 1331 788 1469">課題</td> <td data-bbox="788 1331 2125 1469">               ・医療事務、清掃業務については民間へ委託済みであり、今後も、委託による有益性を確認しながら民間への委託を検討していく。             </td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題	・薬品費等の材料費については、入院患者数の増減により一概に縮減は難しいが、徹底した在庫管理を行うことで経費の節減に努める。また燃料費等を含めた水道光熱費については、適切な管理を行い、経費の節減に努める。業務の委託料については、入札制度を活用し、縮減効果を図る。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題	・医療事務、清掃業務については民間へ委託済みであり、今後も、委託による有益性を確認しながら民間への委託を検討していく。		・地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化を視野に入れ平成20年度から病院の運営方法について検討を行なう。												
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題	・薬品費等の材料費については、入院患者数の増減により一概に縮減は難しいが、徹底した在庫管理を行うことで経費の節減に努める。また燃料費等を含めた水道光熱費については、適切な管理を行い、経費の節減に努める。業務の委託料については、入札制度を活用し、縮減効果を図る。																		
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題	・医療事務、清掃業務については民間へ委託済みであり、今後も、委託による有益性を確認しながら民間への委託を検討していく。																		



### 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		・資産の売却予定はなし。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入		・計画年次終了ごとに当該年次分の達成状況をホームページ等で公表していく。
5 その他	課題	・地域の医療機関との連携・機能分担に努め、町内で唯一の入院施設であることを最大限に利用して、入院病床利用率の向上、料金収入の確保に取り組む。(課題 ) ・患者満足度の向上、クレームの解決を目的に接遇研修に力を入れる。(課題 )

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果を考慮した適正人員の配置を検討し、適正な定員管理を行うことにより、職員給与比率を60%以下にする。</li> <li>・栄養部の民間委託化を検討する。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・院内施設・設備等の総点検実施や職員節約意識の向上により経費のさらなる縮減に努める。</li> <li>・委託について、より効率的な運用に向けた仕様の見直しを行い、委託料の縮減を図る。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しはなし。
4 医業収益確保	大病院との連携を図り、急性期疾患、救急医療体制の充実を図る。また、地域の診療所、介護施設、町の行政と連携を図り、高齢者医療をさらに患者中心のきめ細やかなものとし患者の増加を図る。それ以外にも、健診事業を積極的に行い、疾病の早期発見、メタボリックシンドロームに対する生活習慣改善対策への介入を進め、若年患者層の獲得につなげる。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除線上償還を希望する予定の団体においては、旧資金運用部資金の補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。 )。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 病院事業

年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計画前5年間 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
職員数	医師	職員数	7	7	7	7		7	7	7	7	7		
		増減数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		改善額	0	-3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	看護部門職員	職員数	37	39	39	38	42		42	41	41	41	41	
		増減数	2	2	0	-1	4	5	0	-1	0	0	0	-1
		改善額	0	-13	-4	9	-9	-17	0	5	5	5	5	20
	医療技術職員	職員数	11	10	11	10	11		11	11	11	11	11	
		増減数	-1	-1	1	-1	1	0	0	0	0	0	0	0
		改善額	0	3	2	2	0	7	0	0	0	0	0	0
	その他の職員	職員数	30	24	24	24	24		22	22	21	21	21	
		増減数	-2	-6	0	0	0	-6	-2	0	-1	0	0	-3
		改善額	-1	18	5	-1	0	21	2	4	11	11	11	39
	職員数													
	増減数													
	改善額													
	医療収益に対する職員給与費割合	54.9	57.0	58.5	63.5	61.3		63.9	61.2	60.4	59.2	59.2		
収入確保	医療収益	1,005	941	880	801	849		856	886	886	905	908		
	改善額	-18	-64	-61	-79	48	-174	7	37	37	56	59	196	
	年延外来患者数(人)	54,758	52,215	52,212	48,730	46,812		47,000	48,000	48,000	49,000	49,500		
	改善額	2	-53	-77	-17	5	-140	0	5	5	11	14	35	
	年延入院患者数(人)	24,191	23,023	23,881	21,988	22,050		22,500	23,000	23,000	23,500	23,500		
	改善額	-20	-11	16	-62	43	-34	7	32	32	45	45	161	
	改善額													
費用削減	材料費													
	薬品費	208	154	78	68	78		75	76	76	77	77		
	改善額	5	54	76	10	-10	135	3	5	7	8	9	32	
	診療材料費	80	81	79	78	81		80	79	79	79	79		
	改善額	1	-1	2	1	-3	0	1	3	5	7	9	25	
	経費													
	委託料	66	68	76	77	74		74	67	69	69	69		
	改善額	0	-2	-8	-1	3	-8	0	7	5	5	5	22	
	光熱水費	22	22	21	20	21		21	20	20	20	20		
	改善額	2	0	1	1	-1	3	0	1	2	3	4	10	
減価償却費	90	91	86	77	74		69	71	73	75	73			
改善額	3	-1	5	9	3	19	5	8	9	8	9	39		
	改善額													
累積欠損金比率	増減	47.9	54.4	57.6	72.8	78.0		86.7	86.8	85.6	81.1	77.5		
	増減	7.0	6.5	3.2	15.2	5.2		8.7	0.1	-1.2	-4.6	-3.6		
	企業債現在高	1,066	1,031	993	953	910		865	807	718	629	540		
増減	-34	-35	-38	-40	-43		-45	-58	-89	-89	-89			
計画前5年間改善額 合計							-14	改善額 合計					383	

(注)1.各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

2.職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

3.費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

4.会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考)補償金免除額

183

(4) 病院事業(つづき)

各種経営比率

区分	目標又は実績	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	類似規模 全国平均 (平成18年度)	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標		
経営指標	経常収支比率	95.6	97.0	100.6	91.9	92.1	92.0	97.4	101.1	102.8	103.2	104.5	
	医業収支比率	92.2	92.6	95.7	88.7	92.4	91.7	96.2	96.8	98.5	98.8	87.7	
	職員給与費率	54.9	57.0	58.5	63.5	61.3	63.9	61.2	60.4	59.2	59.2	61.3	
	薬品費率	19.6	15.4	8.3	7.9	8.6	8.2	8.0	8.0	8.0	7.9	15.6	
	材料費率	28.7	25.0	18.3	18.7	18.9	18.3	17.7	17.7	17.5	17.4	22.8	
病床	病床利用率	一般	82.6	78.8	81.8	75.3	75.3	77.1	78.8	78.8	80.5	80.5	
		療養											
		結核											
		精神											
		感染症											
	計	82.6	78.8	81.8	75.3	75.3	77.1	78.8	78.8	80.5	80.5		

(注)1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。

3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

再編・ネットワーク化について

二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記入すること。

現在のところ、具体的な再編計画はないが、今後、地域の自治体病院として二次医療圏の隣接する病院との連携を図る必要があることから、基幹病院による協議会設置を図っていただき、各病院が持っている診療内容をはじめとする医療情報を定期的に交換し、協議しながら診療機能や高度医療への取組を進めたい。

経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記入すること。

地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化を視野に入れ平成20年度から病院の運営方法について検討を行なう。